

税金 トレンド!

税金の「今」
がわかる!

ZEIKIN
TREND

2割特例の終了が迫る中 事業者求められる選択

適格請求書発行事業者 続ける? やめる?



インボイス制度が施行されてから2年が経過し、登録を取消したいと考える事業者が増えて
います。背景としては、取引先との関係維持のために登録を選択したものの、実際には消費税
の納税負担が重く感じられ、事務作業が増加したりしていることが挙げられます。

登録の取消しは制度上可能ですが、届出期限や効力を失う日、再登録制限など実務上の留
意点が数多くあります。また、取消した場合にはインボイスを発行できなくなり、売上先が仕
入税額控除を受けられないというデメリットもあります。

取消しに当たっては、小規模事業者向けに導入された「2割特例」の適用期間が終了した後に、簡易課税を選
択するのか本則課税を継続するかといった、今後の対応についても併せて検討しておくとい良いでしょう。

1 登録の取消しの方法と効力を失う日

① 登録の取消しの方法

適格請求書発行事業者の登録の取消しは、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出することで行
います。ただし、提出した日から直ちに登録が取り消されるわけではなく、実際に登録が取り消されるのは「効力を失う日」になります。

② 効力を失う日

適格請求書発行事業者の登録の効力を失う日は、**届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間の初日**になります。例
えば、12月決算の事業者が令和7年11月に届出書を提出した場合、翌課税期間である令和8年1月1日に効力を失い、登録が取り
消されます。

このように、課税期間の初
日から登録の取消しを有効に
するためには、**翌課税期間の
初日から起算して15日前まで
に届出書を提出しなければな
りません**。提出期限を過ぎた
場合には、翌々課税期間の初
日が効力を失う日となります。



出典：国税庁HP「インボイス制度において事業者が注意すべき事例集」

【留意点】

- ① 翌課税期間の初日から起算して15日前の日を過ぎて提出した場合には、翌々課税期間の初日に登録の効力を失うことになります。
- ② 15日前の計算に当たっては**土日祝日も日数に含めます**。
- ③ 適格請求書発行事業者の登録を受けた場合は、原則として2年間は免税事業者に戻ることはできません。したがって、登録の効力は失っても課税事業者のままとなり、消費税の申告・納付が必要です。



2 2割特例終了後を見据えた検討

令和8年9月末で、適格請求書発行事業者となる小規模事業者に対する「2割特例」の適用が終了します。この特例は、課税売上に係る消費税額の2割を納付すればよいという簡便な仕組みで、制度開始後の事務負担や納税負担を軽減するための時限措置でした。

特例終了後

特例が終了すると、原則どおり本則課税または簡易課税制度を選択することになり、実質的な納税負担が大きくなる可能性があります。

以下は、年間売上800万円の小規模事業者を想定した試算例です。

2割特例終了後の負担シミュレーション

(前提条件) 年間の課税売上高：800万円(税抜) / 課税仕入れ：320万円(税抜) / 消費税率：10%

◆ 2割特例の場合

売上に係る消費税額：800万円 × 10% = 80万円 80万円 × 20% = 16万円…………… **納税額：16万円**

◆ 2割特例終了後に本則課税となる場合

売上に係る消費税額：80万円 - 仕入控除税額(320万円 × 10% = 32万円) = 48万円…………… **納税額：48万円**

◆ 2割特例終了後に簡易課税制度を選択した場合(みなし仕入率50%の業種と仮定)

売上に係る消費税額：80万円 × 50% = 40万円…………… **納税額：40万円**

2割特例が終了すると、年間売上800万円規模でも消費税負担が**およそ2.5～3倍に増加**する可能性があります。特例期間中は軽い納税で済んでいた事業者ほど、終了後の負担感は大きくなるため、**簡易課税の選択や登録の取消しを含めた検討**を早めに行うことが望ましいです。

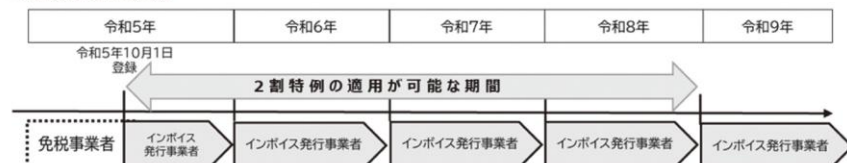
3 2割特例を受けた事業者の簡易課税制度への移行と届出手続

簡易課税制度を利用したい場合は、納税地を所轄する税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。この届出書は、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに、納税地の税務署長に提出しなければなりません。

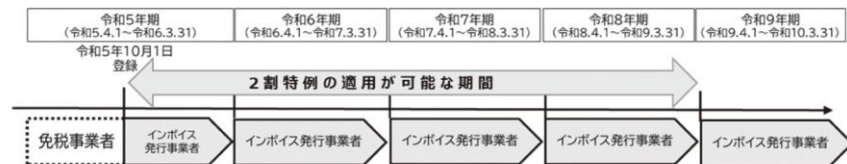
ただし、2割特例の適用を受けた適格請求書登録事業者については、特例が設けられています。2割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した場合には、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。

(注) 課税期間の末日が土日祝日に当たるときは、その前日までに届出書を提出しなければなりません。

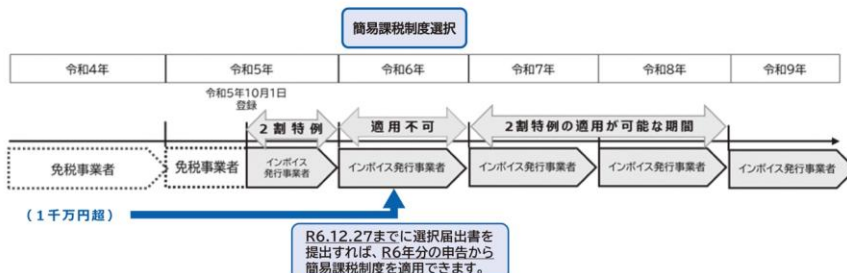
● 個人事業者の例



● 3月決算の例



(例：個人事業者の基準期間における課税売上高が1千万円を超える課税期間がある場合)



出典：国税庁HP「2割特例(インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置)の概要」